

平成 2 9 年第 1 回定例会（2 月議会）

福 祉 環 境 委 員 会 提 出 資 料

—— 追加提案分 ——

平成 2 9 年 2 月 2 8 日

健 康 福 祉 部

目

次

◎ 議案関係

1	秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(障害福祉課)		1
2	秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(障害福祉課)		5
3	秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(障害福祉課)		9

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第6号）の施行により、指定放課後等デイサービス事業者等の人員に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

指定放課後等デイサービス事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所は、規則で定めるところにより、①から③までのいずれか及び児童発達支援管理責任者を置かなければならないこととする。

- ① 児童指導員
- ② 保育士
- ③ 障害福祉サービス経験者

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

2 4 略	(従業者) 第四十八条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。
2 略	一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者
2 4 略	(従業者) 第四十八条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。
2 略	一 指導員又は保育士

新	旧
(一般原則) 第三条 略 2 略 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 4 略 (従業者) 第四十三条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（当該課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものをいう。以下同じ。） 二 略	(一般原則) 第三条 略 2 略 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を提供する者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。 4 略 (従業者) 第四十三条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。 一 指導員又は保育士 二 略

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正により、指定就労継続支援A型の運営規程に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

指定就労継続支援A型事業所ごとに定めなければならない運営についての重要事項に関する規程に、生産活動の内容、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を加えることとする。

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとする。

条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第百八条の二各号」と読み替えるものとする。

条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第八条第一項中「第十五条各号」とあるのは、「第百九条において準用する第四十九条各号」と読み替えるものとする。

新	旧
(運営規程) 第百八条の二 指定就労継続支援Ａ型事業者は、指定就労継続支援Ａ型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 六 指定就労継続支援Ａ型の内容（生産活動に係るものに限る。） 七 通常の事業の実施地域 八 サービスの利用に当たつての留意事項 九 緊急時における対応方法 十 非常災害対策 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定める指定就労継続支援Ａ型事業所にあつては、当該障害の種類 十二 虐待の防止のための措置に関する事項 十三 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項 (準用) 第百九条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条から第四十条まで、第四十四条、第八十六条及び第八十七	(準用) 第百九条 第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第二十七条、第三十条、第三十一条、第三十五条、第三十七条から第四十条まで、第四十四条、第四十九条、第八十六条及び第八十七

秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

障 害 福 祉 課

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）の一部改正により、就労継続支援A型の運営規程に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

就労継続支援A型事業所ごとに定めなければならない運営についての重要事項に関する規程に、生産活動の内容、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間を加えることとする。

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとする。

新	旧
(運営規程) 第四十九条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間 七 通常の事業の実施地域 八 サービスの利用に当たっての留意事項 九 緊急時における対応方法 十 非常災害対策 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定める就労継続支援A型事業所にあつては、当該障害の種類 十二 虐待の防止のための措置に関する事項 十三 前各号に掲げるもののほか、事業の運営についての重要事項 (準用) 第五十七条 第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条から第二十二条まで、第二十四条、<u>第三十三条及び第三十七</u>条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。	(準用) 第五十七条 第八条、第九条、第十三条、第十四条、第十八条から第二十二条まで、第二十四条、<u>第二十六条</u>、第三十三条及び第三十七条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。